平成２６年（フ）第７７０号
奈良県宇陀市榛原天満台西３丁目39番の３
破産者　傳法　正之
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６７０号
大阪府箕面市外院３丁目23番26号
破産者　中島　康裕
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５３０号
大阪府八尾市恩智中町１丁目81　サンライズビル305号室、開始決定時大阪府八尾市曙川東１丁目８番地
破産者　京末商店こと　田中善三郎
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１１７号
大阪市西淀川区中島１丁目38番25号
破産者　**𠮷**村　　洋
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４９２号
大阪府八尾市福万寺町南６丁目３番地の１
破産者　タイヤショップ八尾こと　飯森　和夫
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５６８号
大阪市淀川区十三本町２丁目11番１号　カーサビバーチェ203号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町６丁目１番23号
破産者　北村　憲亮
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７５３号
大阪市鶴見区横堤４丁目17番23号　ニシキハイツ205
破産者　清水　仁惠
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９３３号
大阪市淀川区東三国６丁目22番２号
破産者　村田　正輝
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６１号
広島市南区翠３丁目９番６―101号、申立時の住所広島市中区宝町９番７―602号
破産者　後　　由美
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２２号
広島市中区舟入南５丁目５番18―703号
破産者　田中　　敦
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１９号
広島県三原市大和町大具3755番地
破産者　山本　拓郎
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３５号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目７番24号
破産者　川野　綾子
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６４号
広島市佐伯区城山１丁目11番３号　グランドール沖根Ａ棟202号
破産者　梅森　　保
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９５号
鹿児島県鹿児島市中山町5127番地４　モントーレ真方105号
破産者　稲村　　光
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
北海道檜山郡厚沢部町字美和20番地の２
破産者　福田　久雄
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２５５号
函館市宝来町13番13号
破産者　桝谷須磨子
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２０３号
青森市西滝２丁目19番15号　高橋荘２号
破産者　木村　孝明
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南４丁目７番地５、開始決定時の住所埼玉県入間市大字新光256番地106
破産者　齊藤　清一
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３７２号
埼玉県富士見市上沢１丁目16番27―706号、前住所東京都板橋区小茂根３丁目７番27―403号
破産者　花香　征貴
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部